

第 2 5 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 7 月 8 日

上富良野町農業委員会

第25回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年7月8日(月) 午前11時00分から午前11時35分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
2	三好 利和	3	白井 一宏	4	欠員
5	舘尾 雄治	7	井村 昭次	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員

8	杉本 隆一
---	-------

5 遅参委員

1	長谷川裕見	6	井村 悦丈	11	富田 成一
---	-------	---	-------	----	-------

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午前11時30分）（着席）

事務局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第25回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
3番 白井一宏 委員に合わせ、ご唱和ください。

白井委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、8名であります。定数に達しておりますので、これより第25回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、2番 三好利和 君、3番 白井一宏 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申、2件の報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第2号朗読

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。富原地区農用地利用改善事業実施組合から、次のとおり利用権の設定(所有権2件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年7月8日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 諮問第1号 所9番、10番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。所9番、10番について、補足説明いたします。
6月12日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、富原会館で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。
出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、と妻の〇〇〇〇さん、規模縮小による売却であります。受け手、いずれも〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。
所在地は、〇〇〇〇さんの自宅付近の田であり、これまで〇〇〇〇さんが賃貸していたところとなります。10a当たり195,000円、一部185,000円での売買となりました。
慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

青地 職務代理 確認ですが、今回集積による売買となりますが、所有権移転の時期とは、農業委員会の総会で承認されれば移転しても良いという事か。北海道農業会議などは許可に当たって関係無いのか。

事務局 農業委員会の総会で承認されれば、移転できる事になります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の3件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求め

平成25年7月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実

事務局 許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議長 議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「11番 富田成一 委員」

富田委員 11番 富田です。議案第1号 1番、2番の補足説明いたします。
1番、出し手 ○○町の○○会社○○○○○○、受け手 ○○町の○○会社○○○○○○です。
所在地は、○○線○○道路のJR富良野線附近で、○○会社○○○○○○の離農に伴う売買となりました。買い手の○○○○○○は、酪農業を営んでおります。10a当たり、84,950円となりました。
2番、出し手 ○○町の○○○○さん、受け手 ○○町の○○会社○○○○○○です。
所在地は、○○線○○道路のJR富良野線附近で○○会社○○○○○○の隣地に田が1筆あり、離農に伴う売買となりました。○○○○さんは、○○会社○○○○○○の役員であります。買い手の○○○○○○は、酪農業を営んでおります。10a当たり、60,000円となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番、2番の質疑に入ります。
発言はありますか。

岡和田委員 所在地は、上富良野町になるのでしょうか。出し手も、受け手も○○町の方になるのですが、所在地が上富良野町の農地となるので、審議するという事でよろしいか。

富田委員 昔、○○○○に居た○○○○さんが耕作されていた農地となります。○○○○のJR富良野線との間のところとなります。

事務局 農地の所在地が上富良野町であれば、上富良野町農業委員会での協議案件となります。仮に幹旋の場合でありましても、出し手、受け手が○○町の方で、所在地が上富良野町であれば、上富良野町農業委員会への幹旋申出となります。
また、○○会社○○○○○○、○○○○さんとも抵当権設定が美瑛町農業協同組合でありましたが、既に協議のうえ抵当権は解消されております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。

これより、議案第1号、1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号、2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「6番 井村悦丈 委員」

井村悦丈
委員

6番 井村です。議案第1号 3番の補足説明いたします。
3番、出し手は、〇〇市の〇〇〇〇さん、受け手は、〇〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇です。
所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇の横となります。これまで、〇〇線〇〇号の〇
〇〇〇さんが賃貸借しておりましたが、合意解約をされましたので、〇〇〇〇〇〇によ
る賃貸借となりました。10a 当たり、78,200 円となりました。
慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号3番の質疑に入ります。
発言はありますか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。

これより、議案第1号、3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
平成25年7月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 議案第2号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。6月22日に青地職務代理、杉本委員とともに現地調査を行いました。
申請地は、〇〇〇〇〇〇に囲まれた土地となっておりますが、平成2年に隣地にありました申請者の田を転用売買しており、1筆のみ残ってしまった田となっております。
平成2年から宅地として同様に扱っており、農地・採草放牧地以外と判定されますので、宜しく申し上げます。
また、完全な袋小路の土地となっております、地目変更後は、〇〇〇〇〇〇への所有権移転をされる予定であります。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第2号 1番の質疑に入ります。
発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

これをもって質疑を、終了いたします。

これより、議案第2号、1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第25回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前11時35分

上記第25回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成25年7月8日

上富良野町農業委員会長

上富良野町農業委員

上富良野町農業委員